

八千代台東町会 支援団体活動助成金交付規程

第1章 総則

第1条 (目的)

八千代台東町会規約第1章第3条第1項第2号・第3号及び第4号の規定による、施策を遂行

せる団体の活動（以下「各種団体」という）に対し、それに要する費用の一部について予算の範囲内において、助成金を交付することで、会員及び東町会全体の活性化に寄与することを目的として、この規約の定めるところとする。

第2条 (助成金の対象)

助成金の対象は、八千代台東町会規約第1章第3条第1項第2号・第3号及び第4号の目的を崇高な理念をもって遂行せる各種団体とする。

第2章 認定及び助成金の申請

第3条 (各種団体の認定)

各種団体の認定基準は、次のとおりとする

- (1) 会員数はおおむね10人以上とし、内八千代台東町会会員がおよそ8割以上を占めていること。
- (2) 活動実績は、月1回以上とし、交付申請時において1年以上の活動実績があること。
- (3) 会費を徴収し運営していること

2 各種団体の認定は、当該各種団体から提出される助成金交付申請書（別紙第1号様式）及び活動実績報告書（別紙第2号様式）により役員会において認定する。

3 地区自主防災会においては、同条第1項について、これを免除する。

第4条 (申請時期・方法)

助成金を受けようとする各種団体は、毎年会計年度の始期2か月前までに、助成金交付申請書を遅滞なく、町会長あて提出するものとする。

2 年度途中において、結成された各種団体のうち、助成金を受けようとする各種団体は、翌会計

年度において申請とする。

第3章 助成金額

第5条（助成金の額）

毎年度の助成金額は、年度初めの各種団体における会員1人あたり、1,500円を乗じた額と30,000円のいずれか少ない額とする。

2 各種団体結成初年度については、当該各種団体の運営内容等を検討のうえ、役員会における承認を経て、第1項の限度額（30,000円）の範囲内で助成金を加算処置することができる。

3 各会計年度において、真にやむを得ない理由等から、その限度額を超える事態が見込まれる場合は、助成金の変更及び追加申請書（別紙第1号—2号様式）を遅滞なく、町会長あて提出するものとする。

第4章 交付対象年度及び決定

第6条（交付対象期間）

助成金に係る対象期間は、特段の事情がない限り、毎年4月1日に始まり3月31日で終わる。

第7条（交付の決定）

助成金交付の決定は、運営委員会において協議・検討を諮った上で、役員会が行う。

第8条（決定の通知）

助成金の交付を決定したときは、町会長が遅滞なく、申込代表者等に対し、助成金交付決定通知書（別紙第3号様式）をもって通知する。

助成金を不交付と決定したときは、町会長は遅滞なく、申込代表者等に対し、助成金不交付決定通知書（別紙第4号様式）をもって通知する。

第5章 交付

第9条（助成金の交付）

助成金の交付決定を受けた各種団体は、助成金交付請求書（別紙第5号様式）を町会長あて提出するものとする。

第6章 報告

第10条 (報告等の義務)

助成金の交付を受けた各種団体は、毎年度終了後遅滞なく、活動実績報告書を町会長あて提出するものとする。

第7章 補則

第11条 (助成金の決定の取消・中止及び返還)

助成金の交付を受けた各種団体が、次の各号の何れかに該当したときまたは、その事実が

判明したときは、町会長は助成金の交付決定を取消、交付を中止し、支援団体活動助成金交

付決定取消通知書(別紙様式第6号)をもって、既に交付した助成金の全部若しくはその一部

の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金を受けたとき
- (2) 前条に定める報告を行わないとき
- (3) 前条に定める報告に関し、不正または虚偽の報告等を行ったとき。
- (4) 助成金の交付の際に付した条件に違反したとき
- (5) 反社会勢力等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団であるときまた、暴力団員と関係があるとき。
- (6) 前各号のほか、当東町会の目的に照らして著しくふさわしくないものと町会長が認めたととき。

第12条 (確認)

町会長は、必要に応じ、各種団体の代表者等が反社会勢力等に該当するか否かを千葉県警察本部長に対して確認を行うことができる、ただし、当該確認のために個人情報を千葉県警察本部に提供するときは、千葉県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 記

1 (施行期日)

この規程は、令和元年5月11日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

2 令和元年度の助成金に係る、助成金交付規程第4条の申請については、施行後2ヶ月以内にしなければならない。